

京都市告示第5号

京都市環境保全活動センター条例第12条の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、京都市環境保全活動センターの管理を次のとおり委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榊本 頼 兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人 京都市環境事業 協会	京都市南区 西九条森本町 50番地	1 京都市環境保全活動センター条例（以下「条例」という。）第4条の規定による使用許可に関する事 と。 2 条例第9条第1項の規定により使用者が特別な 設備をしようとするときの許可に関する事 と。 3 条例第11条の規定による原状回復の検査に関 すること。 4 京都市環境保全活動センター（以下「センター」 という。）を設置目的に従って利用に供すること。 5 センターの施設、附属設備及びその他の物品の 維持管理及び安全に関する事 と。 6 前各号に掲げるもののほか、センターの管理等 に関し、市長が必要と認める事項。

(環境局環境政策部地球環境政策課)